

議第9号議案

コロナ禍における中小企業・小規模企業への支援を求める意見書

コロナ禍における中小企業・小規模企業への支援を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月8日

提出者 ふじみ野市議会議員

伊藤 美枝子

賛成者 ふじみ野市議会議員

小高時男  
塚越洋一  
鈴木啓太郎

ふじみ野市議会  
議長 小林憲人様

## コロナ禍における中小企業・小規模企業への支援を求める意見書

2010年に中小企業憲章が閣議決定され、2014年には、個人事業主、従業員5人以下を小規模企業者とし、中小企業・小規模企業などを地域経済の主役と位置づけ、事業の持続的発展の重要性を明確にした小規模企業振興基本法が施行されました。

現在においても、我が国の中小企業は、企業全体の99.7%を占め、従業員数は企業全体の68.8%と文字通り地域経済と雇用の根幹であり、中小企業の持続的発展なくして日本経済及び地域経済は成り立ちません。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動や営業の自粛及び休業を余儀なくされ、著しい経営悪化に陥っている中小企業・小規模企業は枚挙にいとまがありません。東京商工リサーチによれば、新型コロナウイルス感染症が長引いた場合、廃業を検討する可能性がある中小企業は8.5%の約30万社にもおよび、市内事業者の中でも、「廃業やむなし」の声が大きくなっています。

地域経済や雇用を支え、地域社会を創り上げてきた功労者でもある中小企業・小規模企業を支援することが極めて重要であり、持続化給付金による直接的な支援が行われてきましたが、感染防止対策やインターネットを使うなどの販路開拓、コロナ禍での商品開発、新たな人員確保など、新しい生活様式に対応した事業の継続・維持するための費用も見込まれるところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たない中にあっては、経営状況の改善の見通しが立たず、厳しい状況はまだまだ続くことが想定されることからも、国税（所得税・法人税・消費税等）の納付猶予期間の更なる延長や、消費税の軽減税率の拡大若しくは対象品目の拡大による消費の喚起など、中小企業・小規模企業への間接的な支援も必要です。

よって、政府においては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対し、下記の支援策を実施することを求めます。

### 記

- 1 地域や業種別の実情などを踏まえた継続的な財政支援。
- 2 国税（所得税・法人税・消費税等）の納付猶予期間の更なる延長。
- 3 消費税の軽減税率の拡大若しくは対象品目の拡大による購買力喚起。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月16日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣